



2024年6月28日

各 位

会 社 名 **株式会社インテリックス**  
代表者名 代表取締役社長 俊成 誠司  
(コード8940 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役執行役員 中 拂 一成  
TEL 03-5766-7070

## 当社グループ役職員に対する譲渡制限付株式の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の役職員に対して譲渡制限付株式（以下「本株式」といいます。）の付与を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株式付与の目的

当社は、2025年7月に創立30年を迎えるにあたり中長期的な企業価値の向上を図るため、当社グループ役職員に対し当社グループの持続的な成長へのインセンティブを従来以上に高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社グループの役職員を対象とした本株式を付与することといたしました。

#### 2. 本株式付与の概要

本株式付与は、当社グループの一定の雇用条件及び勤務状況を満たす役職員（以下「対象役職員」といいます。）に対し、本株式を割り当てるために当社グループの各取締役会決議に基づき金銭債権を付与し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象役職員に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本株式付与に係る1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象役職員への具体的な支給時期及び配分については、各取締役会において決定するものとします。

なお、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役職員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象役職員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

対象役職員に割り当てられた本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が岡三証券株式会社に開設する本株式の専用口座において管理される予定です。

なお、対象役職員に対し付与される当社普通株式の総数は、75,000株以内（発行済株式総数に占める割合0.8%）とします。

本株式付与の具体的な時期や金額等の詳細については、今後決定次第お知らせいたします。

以 上